

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

減価償却費の計算

Q : 今年度の税制改正では、減価償却費の計算方法が改正になるそうですが、具体的にはどのようなになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

- ① 平成19年4月以後取得する減価償却資産
- ・ 残存価額をゼロとする。
 - ・ 定率法の償却率を「定額法の償却率×2.5」とする。
 - ・ 償却限度額を廃止し、耐用年数の経過時に1円まで償却可能とする。
 - ・ 定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が「耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定した金額」を下回る場合に、定率法を定額法に切り替えて計算する。
- ② 平成19年3月以前取得した減価償却資産
- ・ 償却限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で均等償却する。

定額法

改正前：償却限度額＝(取得価額－残存価額)×定額法の償却率

改正後：償却限度額＝取得価額×定額法の償却率

定率法

改正前：償却限度額＝(取得価額－既償却額)×定率法の償却率

改正後：償却限度額＝(取得価額－既償却額)×定率法の償却率(1/耐用年数×250%)

